

安倍氏の「国葬」

岸田文雄首相は22日にも安倍晋三元首相の国葬を実施する閣議決定をしようとしていますが、その法的根拠もあいまいです。

岸田首相は14日の記者会見で、「内閣府設置法において、内閣府の所掌事務として、『國儀式』に関する事務に明記されている。国儀式として行う『国葬儀』については、閣議決定を根拠として、行政が国を代表して行い得る」と述べています。

しかし、そもそも同設置法は「内閣府」という行政組織を設置する根拠となる法であって、内閣府の権限を具体的に定めたものではありません。

同設置法では内閣府のつかさどる事務（所掌事務）の種類が示されており、4条3項33

明確な法的根拠の欠如 莫大な国費の投入は許されない

寺じは「國の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）と規定されています。

しかし、所掌事務とはいわば省庁間での「役割分担」を示すもので、その事務の具体的執行の権限やその要件などとは異なります。所掌事務の規定を直接の根拠に國家行事を行うことは無理があるのです。

また同33号には「國の儀式」と書かれていますが、それが何を意味するのか、国葬とは何かも不明確です。憲法上の存在たる「天皇」の死に際して行う葬儀などが想定されたのではないかという専門家もいますが、総理大臣経験者であれば必ず国葬ということにはならないでしょう。では、どのような基準で「国葬」の対象とされるのか、明確なものは

莫大（まくたい）な

国費を投じ、コロナ感染拡大のもとで多くのマンパワーを使って行う儀式の在り方としては、あまりにもあいまいと嘆かれるを得ません。

これは結局、「国葬」に関する明確な法的根拠が欠如しているからです。このよのなもので岸田内閣の独断で、国民全体を巻き込む「国葬」を强行する」とは新たな強権政治と看做されるを得ません。

存在しません。

岸田首相が述べたよ

うに、「憲政史上最長

の8年8ヶ月」にわた

り「内閣總理大臣の重責を担つたこと」なの

か、総じて「ご功績は

誠にすばらしい」から

なのか。指摘されて

いるように、これらの

評価は大きく分かれ、

立憲主義破壊や国政私

物化の悪徳に対する厳

しい批判は今も続いて

います。

（中略）